

# 平成 31 年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

# 事業計画

## 平成 31 年度運営方針

平成 30(2018)年 10 月に公表された「武蔵野市の将来人口推計(平成 30(2018)年～平成 60(2048)年)」によりますと、武蔵野市では、平成 30(2018)年の総人口 144,898 人、65 歳以上の老年人口 31,958 人、高齢化率 22.5%から、平成 60(2048)年には、総人口 161,786 人、老年人口 49,989 人、高齢化率 31.8%になるとの見込みである、とされています。日本全国の推計に比べ少子高齢者の割合は低いとはいえ、現在に比べると老年人口は増加する見込みであり、介護人材の発掘・育成は喫緊の課題です。平成 30(2018)年 12 月に武蔵野市から受託し開設した地域包括ケア人材育成センターを中心に、研修などの人材育成の充実に加え、お仕事フェアや就職相談会などによる就職支援、また、管理者向け研修や各事業者の求人案内などの事業者・団体を支援する事業に取り組んでまいります。

先の人口推計においては、世帯の推計も行われており、高齢者の単独世帯は平成 27(2015)年の 8,421 世帯から平成 57(2045)年は 14,504 世帯に、世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯は 5,857 世帯から 8,961 世帯へと増加する見込みであるとされています。武蔵野市では、平成 31(2019)年度に成年後見制度利用促進基本計画策定を進めることとしています。また、市では新規事業として葬儀や家財整理などの没後についての相談・生前契約を行うエンディング支援事業を実施します。本事業については、つながりサポートの没後支援を行っている公社が受託し、そのノウハウを活かし、一人暮らしなどの高齢者の安心につなげるよう支援を行ってまいります。

福祉公社では、介護職員処遇改善加算 I や働き方改革宣言奨励金の申請など、職員の報酬額増や超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進などに取り組み、職員の働きやすい職場づくりに努めています。今年度は、5 年に 1 度の情報システムの更新を行いますが、導入にあたっては操作性に優れ、生産性が向上するものとし、業務の効率化を図ります。

本年度は、下記の 3 項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

(重点項目)

- 1 地域包括ケア人材育成センターによる人材発掘・育成事業の実施
- 2 一人暮らし高齢者等の支援のためのエンディング支援事業の受託
- 3 情報システム更新による生産性の向上

公益財団法人武蔵野市福祉公社  
理事長 萱 場 和 裕

## 本部事業

### 1 つながりサポート事業

新事業としてスタートしたつながりサポート事業は5年目を迎え、いくつかの新たな課題も見えてきました。安心な生活を送っていただくためのよりよいサービスを提供するために、ご利用者の方々から寄せられた声も参考に、預託金の内容、緊急時対応の基準、個別サービス利用料金体系の見直し等を第三期中長期事業計画の課題として検討していきます。

また、福祉公社が今まで培ってきたノウハウを活かし、市から新たに「エンディング支援事業」を受託します。自らの最期の迎え方や葬儀をはじめとする終活について不安を感じている一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯に対し、希望する最期のあり方が実現できるよう支援していきます。

### 2 権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を見据え、緊急に権利の保護、侵害からの救済を図らねばならない市民に、一貫した対応と包括的な支援を行う権利擁護レスキューを実施します。また、生活保護受給者金銭管理支援業務は対応人数枠が増えることになりました。引き続き保護費の管理や使い方の相談、支払代行等を行い、各生活保護受給者の自立支援プログラムに沿った支援を行います。

### 3 地域福祉権利擁護事業

判断力に不安のある認知、精神、知的障害等の方に、福祉サービスの選択や利用の援助を基調とし、日常生活の金銭管理を支援する「地域福祉権利擁護事業」を東京都社会福祉協議会から受託し、実施します。ご本人と共に作成した支援計画をもとに、自立に向けた支援を行います。専門員、生活支援員については、東京都社会福祉協議会主催の研修への参加など、スキルアップに努めます。また、東京都社会福祉協議会からの委託費のみでは、収支相償が見込めないため、老後福祉資金の活用と共に、今後の改善策の検討を行います。

### 4 成年後見事業

武蔵野市の成年後見推進機関として、制度の広報と、市民や関係機関等からの様々な相談に対応していくと共に、毎月の老いじたく講座、エンディングノート講座等を通じて福祉公社で提供する権利擁護事業、成年後見制度の説明、情報提供を行います。また、地域包括・在宅介護支援センター、市役所障害者福祉課、生活福祉課等からの制度利用に向けた相談、市長申立の相談、調整を行い、市長申立の成年後見人等候補者にもなります。

さらに法人として、高齢者のみならず障害を持つ市民の成年後見、任意後

見を受任し、十全に後見等サービスを提供できるよう、対応力強化のため研修等に積極的に参加します。また、社会貢献型市民後見人研修修了者に対しては、後見人として安心してその業務を担えるようフォローアップ体制を具現化するための方策を検討します。

また、市が策定する成年後見制度利用促進基本計画で、福祉公社がどのような役割を担っていくのか、市と連携をとりながら検討します。

## **5 生活困窮者自立相談支援事業**

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」を実施します。相談者は複数の解決しなければならない課題を持っていますが、それに気づいていないこともあります。それらを解きほぐし、解決への一歩を共に考えていく伴走型支援を行います。研修で得た知識を踏まえ、実践します。

## **6 住居確保給付金事業**

生活困窮者自立支援法の「住居確保給付金事業」を実施します。離職や解雇、派遣満期終了等で就労収入が得られない市民が、住居を確保しながら、求職活動に専念できるよう支援します。必要時には、就労準備支援事業、一時生活支援事業等を担う他法人とも連携して、安定した就労先で働くことができるように、生活も含めた包括的な支援を行います。

## **7 居宅介護支援事業**

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として、引き続き収入の安定を図るとともに、今後予測される独居、親族機能を持たない利用者の増加に備え、市民のセーフティネットの役割を果たしていけるように知識の向上、及び係内フォローアップ体制の強化を図ります。

また、今後は全職員が主任介護支援専門員資格を取得できるよう準備を進めます。

## **8 訪問介護サービス事業**

介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。

訪問介護事業所として市民のセーフティネットの役割を担うため、引き続き人材の確保と介護職のスキルアップに努めます。人材確保には、平成30年度に開設した「ホームヘルプセンター武蔵野公式ホームページ」を積極的に活用します。

従前から実施していた市からの受託研修等は新しくできた「地域包括ケア人材育成センター」に移行しましたが、ホームヘルプセンター武蔵野の登録ヘルパーの体系的な技術研修、グループ研修等に更に力を入れ、スキルアップを図るとともに、職場環境、労働条件の向上に努めます。

## 9 居宅介護サービス事業

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう、身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係諸機関と連携を取りながらサービス提供してまいります。

多種多様な障害に対応するために、職員及び登録ヘルパーのスキルアップに努めます。

更に市が実施主体の地域支援事業「移動支援」を実施し、障害を持つ方の自立支援と社会参加を促します。

## 10 生活支援事業

認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族の負担の軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を市より受託し実施します。今後の増加が予想される認知症高齢者にきめ細かく対応できるように、専門ヘルパーの確保とスキルアップにも務めてまいります。

また、平成 29 年度に創設された市独自の「高齢者緊急訪問介護事業」を受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

## 11 地域包括ケア人材育成センター事業

平成 30 年 12 月 1 日に武蔵野市から受託し開設した地域包括ケア人材育成センターは、介護人材の発掘、育成、質の向上、相談受付、情報提供、事業所支援までを一体的に行う、総合的な人材確保・育成の機能を持つセンターです。

これまで、福祉公社が培ってきた市内事業所への研修事業を継承し、更に新規事業と併せて人材育成としての事業を展開してまいります。

養成事業としては、介護保険法、障害者総合支援法のサービス提供者を養成する「介護職員初任者研修」、武蔵野市独自の介護予防・日常生活支援総合事業を担う人材を養成する「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」、更に認定ヘルパーに対してはフォローアップ研修を行い、サービスの質の維持・向上を図ります。

これらの研修の受講勧奨として、「介護職員初任者研修」においては、研修修了後、市内事業所で一定期間実務に就いた受講生に対し受講料の 8 割を返還し、「介護職員初任者研修」、「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」では、

子育て世代も受講できるように保育費用を、それぞれ老後福祉基金から拠出し助成します。

従前の認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップ研修を対象拡大し「認知症支援研修」とし、実技中心の研修も同様に対象拡大し「技術研修」にレベルアップするなど、他の「潜在的有資格者復帰研修」、「管理者研修」、「喀痰吸引等研修」などの新規研修とともに体系化を図り、専門職としてのスキルアップを図ります

また、ホームページによる情報発信、イベント開催などの啓発・広報を進めるとともに、さらに安心して介護の職に定着できるよう相談事業も行います。

## 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業

### 高齢者総合センター受託事業

市からの指定管理事業として、「高齢者総合センターの管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を、受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」を実施します。

各事業を通じ、高齢者の介護予防、健康寿命の延伸、在宅生活の自立支援等を図り、高齢者総合センター条例の目的である高齢者の福祉増進を推進します。

### 12 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】

高齢者福祉の増進を図るため、市民の貴重な福祉資源である施設の維持・管理運営等を、ハード・ソフト両面に亘り十全に実施します。

### 13 在宅介護・地域包括支援センター事業【受託事業】

担当地区に住まう要介護高齢者等に対し、的確にニーズを把握し、親身に相談援助、社会福祉資源の仲介等を実施し、その生活課題の解消に努めます。この地区には大規模な公営集合住宅等が林立し、平成30年4月から10月の統計で、市内の在宅介護・地域包括支援センター全6か所の新規相談実人数の25.5%を占めています。特に、認知症等で困難な生活を送る独居の利用者が増加していますので、基幹型地域包括支援センターと連携して機動的に対応します。

また、現在注目されているアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の手法による利用者意思の把握にも努め、自己決定に基づく、本人らしい暮らしを支援します。

要介護認定済でありながらサービス未利用の高齢者は、生活課題が重度化

する傾向にあるので、民生委員や地域社協、自治会等と連携し情報収集しつつ、定期的にモニタリングを行い、社会資源利用を促す等、的確に対応し重度化の防止に努めます。

まちぐるみの支え合い（地域包括ケア）を推進する第一線の部署として、福祉の会、集合住宅自治会等諸団体と日常的に交流するなど、顔の見える関係を構築し、地域包括ケアへの市民力の導入に尽力します。

社会資源を蓄積、整理し、引き続きICT環境を整備して来所した利用者適切・迅速・効率的に情報提供できるようにします。

家族介護支援教室「みどりの輪」、「みどりのわカフェ」を実施します。また、誰もが直面する介護問題に備え、参加者が知識を身に付け、ケアを実践できるように、センターの各部署、北町高齢者センターと連携して実践的な講座等を開催します。

生活支援コーディネーターにつきましては、市民の福祉マインドの醸成に努め、インフォーマルサポートを開拓し、地域全体でまちぐるみの支え合いを推進できるよう尽力します。

#### **14 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業【受託事業】**

平成31年4月から名称を「武蔵野市補助器具センター」から「武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センター」に変更し、機能を強化・拡充することとなりました。

福祉用具の利用、住宅改修の実施等につきましては、住宅改修のプランニング、福祉用具の機種選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談に応じ、利用者を支援します。また、排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を実施し、より良い在宅生活の構築、利用者のコミュニケーション能力の向上等を支援します。特に排泄の問題については、介護負担の大きな要因となっていますので、排泄ケア専門員による研修事業や支援事業を拡充し、ケアマネジャー等の専門職のスキル等の向上に尽力します。

民間事業者やケアマネジャー等専門職の実務能力の向上を図ります。また、一般市民からの相談にも、懇切丁寧に対応してまいります。

このように住環境整備の体制等を充実させ、また、当部署が市内の専門職の育成を図るためにも、リハビリテーション専門職の確保・育成のあり方を検討します。

#### **15 デイサービスセンター事業【指定管理事業】**

公設民営のデイサービスセンターとして、民間事業者が受入れ困難な多課題、重介護、医療依存度の高い利用者等にサービスを提供します。また各関

係機関と連携し、利用者の在宅生活の延伸をデイサービスとして支援します。

専門研修への参加などにより職員のスキルの向上を図り、利用者の現在の状態を把握し、寄り添って、チームケアで認知症利用者が安心して過ごせる居場所・環境を整えます。利用者ニーズを精査・分析し、より利用者に適合するサービス提供に努めます。併せて、4月末から5月にかけての10連休の祝日を開所するなど、稼働率の向上に努めてまいります。

地域社会に開かれた施設として保育園児との交流、未就学児と保護者との合同季節行事等を実施し、地域のイベントに参画します。また在宅介護・地域包括支援センター等と協働し家族介護者を支援します。更に社会活動センターの受講者や自主グループの発表の場を提供し、利用者との交流を促進します。

市民社会福祉協議会と連携しシニア支え合いポイント制度の協力施設としてボランティアを受け入れ、ボランティアの勉強会を開催します。

## 16 社会活動センター事業【指定管理事業】

高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション等に寄与する多彩な講座を開設します。講座や季節ごとの行事を通じて介護予防、生きがい作り、仲間作り等を支援し、地域包括ケアを側面から推進します。

より多くの高齢者が受講できるように、講座の実施期間や分類を見直します。また動画による講座の紹介や館内掲示、印刷物配布などにより情報提供を充実させ、講座選択・受講のミスマッチ等の防止に努めます。

更に学びを深め、仲間作り等を企図する市民が結成する自主グループ運営のために、施設・備品を貸し出し、運営相談に応じる等活動を支援し、グループメンバーの介護予防、社会性の保持等を図ります。

世代間交流の点では、境南小学校ふれあいサロン、また高齢者総合センター近隣の小学生を対象にしたオープン講座の開催など、核家族化の進む中、高齢者と小学生の交流機会を提供します。

地域健康クラブは市内随一の動員数を誇る体操講座です。各コミュニティ協議会の協力を得て、コミュニティセンター等18会場で3コース25クラスを実施し、受講者の生きがいと健康づくりを推進します。受講者の心身状況に的確に対応した3コースを設け、事故防止、安心安全なエクササイズを確保し、受講効果を体感できるようにします。

自主事業である「ふれあいまつもと」については、平成30年度に利用料の値上げや開所日の見直しを行いました。今後も利用料や運営方法、更に新たな活用法についても検討していきます。



終わりに、在宅介護・地域包括支援センター、デイサービスセンターと協働し、地域の福祉活動団体等と連携して地域福祉活動のPR等を行うコミュニティカフェを開催します。今後も諸団体と協働して地域に開かれた、地域と共に歩む高齢者総合センターを目指します。

## 17 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】

### (1) デイサービス事業

開設当初からの基本である「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」を維持継続し、事業を進めます。

子育てひろば「みずきっこ」との共同イベントを計画・実施し、世代間交流をより推進します。

コミュニティアサロンの特徴を生かしながら現在の利用者像に適合するサービス提供ができるようケアマネジャー向けの試食会等を開催し当センターの広報をすると同時に、意見聴取の場を設け、検討していきます。

4月から5月にかけて10連休となることから利用者ニーズに合わせ祝日開所を実施します。また、それ以外の祝日の開所についても検討します。

市民ボランティアの高齢化に伴う新たなボランティアの確保が課題です。ボランティアの確保とともに、今後のボランティア活動の在り方を検討していきます。また、若者就労サポートネットと協働し、社会復帰を目指す若者を受け入れ活動の場を提供します。

### (2) 小規模サービスハウス事業

入居者の高齢化と自立度の低下が課題ですが、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう各関係機関と情報共有をし、支援します。また、大規模修繕を視野に入れた環境整備を提案していきます。サービスハウスはシルバーピアとしては先駆的意味がありましたが、全市的にその整備がなされた現在、今後の必要性を含めた在り方を提案してまいります。

### (3) 子育てひろば事業

高齢者施設に併設された子育てひろばとして運営に当たるサニーママ武蔵野と連携して、事業展開します。少人数施設での良さを生かし親子が安心して過ごせる場所の提供と親子の小さな変化に対応できるよう職員のスキルアップに努めます。また、デイサービス利用者やデイサービスボランティアとの世代間交流を通じて子育て世代に対し高齢者福祉の啓発、ボランティア活動のきっかけ等になるよう努めます。

## 管理費

### 18 管理費

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

人材の育成については、平成 31 年度職員研修計画に沿って、体系的に行います。職位ごとの役割・職責を果たすための階層別研修、福祉専門職としての専門性の向上を目指す専門研修に加え、通信教育の受講支援、部署ごとの取り組みを発表する事業報告会を実施します。

5 年毎に更新を予定している現在の情報システムの保守契約が 2020 年 3 月末に終了することから、情報システムの見直しまたは入替を行います。業務改善、人件費を削減し、生産性を向上できる情報システムを目指します。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成 30 年 3 月に報告された「事業連携推進委員会報告書」に沿って、連携策を実施します。平成 31 年度は、ボランティアのキャリアアップ支援や、地域相談会等の合同開催、人事交流などを検討します。

また、平成 31 年度から第三期中長期事業計画が開始されます。確実に実行できるよう、進行管理を行います。

福祉公社の認知度をより高めるとともに、福祉公社サービスの利用促進を図るため、広報を充実させます。市内で実施されるイベントへの参加、福祉公社事業の P R を図るリーフレット等の作成、広告の掲載など、引き続き新たな広報媒体による P R 促進を検討します。

